

農作業安全表彰実施要領

第1 趣旨

近年、就業者 10 万人当たりの農作業死亡事故件数は、他産業における死亡事故件数が減少傾向にある中で増加傾向となっており、引き続き農作業安全対策の強化が必要である。

農作業事故の防止には、農業者自身が安全に配慮した農業経営に取り組むことと併せ、農業者が農作業事故を自分事として捉えられるよう、また、具体的な安全対策の知識や技能、農作業環境が得られるよう、地方自治体、農業団体、民間企業及びこれらが連携した協議会などの農業関係機関が農作業安全に資する啓発活動を行うことも重要である。

このため、農作業安全に向けて積極的に啓発活動を行う農業者又は農業関係機関を表彰し、その取組を広く紹介することを通じて、農業現場における農作業安全対策の強化につなげていくこととする。

第2 実施主体

農林水産省

第3 表彰者

農林水産省 農産局長

第4 表彰の対象者

表彰は、次に掲げる農業者又は農業関係機関であって、農作業安全に向けて積極的に啓発活動を行うものを対象とする。

- 1 農業者又は農業者グループ
- 2 農業関係機関（地方自治体、農業団体、民間企業又はこれらが連携した協議会等）
- 3 上記に該当しないその他の個人・団体

第5 表彰の対象活動

表彰は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものを対象として行う。

- 1 農業経営者、農作業従事者その他の農業関係者に対する研修又は指導
- 2 農作業安全に関する情報発信
- 3 上記に該当しない農作業安全に資する啓発活動

第6 表彰手順

1 応募方法

- (1) 応募者（自薦・他薦を問わない。）は、応募用紙（別紙様式）に必要事項を記入し、主たる事務所や活動場所を置く都道府県の担当部署に提出する。
- (2) (1) の応募を受け、又は自ら応募する都道府県担当部署は、当該応募用紙を地方農政局環境・技術課（北海道にあっては北海道農政事務所生産支援課、沖縄県に

あつては内閣府沖縄総合事務局生産支援課）に提出する。

- (3) (2) の応募を受けた地方農政局環境・技術課等は、当該応募用紙を農林水産省農産局技術普及課に提出する。

2 審査委員会

- (1) 農林水産省農産局技術普及課は、表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、複数の外部有識者からなる審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて応募者への照会を行った上で、応募内容を別表の審査基準に沿って審査を行う。
- (3) 審査委員会は、厳正な審査の結果、最も優秀な活動 1 件を農産局長賞として決定するほか、優秀であると認められる活動に対し 2 ～ 3 件程度、審査委員特別賞を決定することができるものとする。なお、表彰の対象は過去に本表彰で受賞経験がない者（前回受賞時と比べ取組が著しく進歩・発展していると審査委員会が認めたものは除く。）とする。

第 7 その他

- (1) 応募、審査及び表彰は、原則として、毎年度 1 回とする。
- (2) 表彰した活動の内容については、農林水産省のホームページに掲載するなど広く周知するものとする。
- (3) この実施要領に定めるもののほか、本表彰に関することは、農林水産省農産局技術普及課において定めるものとする。

(以上)

応募用紙

1. 応募者の情報

住所	〒	連絡先	電話：
			メール：
			事務担当者氏名：

2. 取組の特徴をご記入ください

記載項目		取組の特徴
有効性	農業者の安全意識向上につながる効果的な活動であること。	・
波及性 または 普及性	波及効果が大きいと見込まれる活動、または普及しやすい活動であること。	・
先進性	農作業安全推進のための創意工夫があること。	・

3. 今後の活動方針、その他アピールしたい事項をご記入ください

--

【添付書類】別添、写真、パンフレット、新聞記事等活動内容を補足する資料

※ 記載欄が不足する場合は、適宜行を追加して記載すること。なお、応募用紙及び別添は、それぞれ3ページ以内で作成すること。

都道府県名		区分		取組主体名	
取組の概要					
実施時期					

○取組の内容

実施した農作業安全に関する啓発活動について、可能であれば実施した「きっかけ」も含め具体的に記載してください。

○取組の効果

効果について、明確に示せるものがない場合は、「参加した農業者の声」等の反響をまとめて記載してください。

- ※ 「都道府県名」について、複数の都道府県域にて取り組む場合は、取組を実施する全ての都道府県名を記載。
- ※ 「区分」については、「地方自治体（都道府県、市町村）」「民間企業」「協議会」「その他の個人・団体」から選択して記載。
- ※ 「取組の概要」については、農作業安全表彰実施要領第5の1～3から選択して記載。

審査基準

審査項目		審査基準
有効性	農業者の安全意識向上につながる効果的な活動であること。	・ 農業者等が適切な安全知識を身に付けられる取組であるか。 ・ 農業者等にとって分かりやすく、理解しやすい内容となっているか。 ・ 啓発活動に留まらず、実際の農業者等による農作業安全の取組につながっている、又は、つながる可能性が高い内容となっているか。
波及性又は普及性	波及効果が大きいと見込まれる活動、または普及しやすい活動であること。	・ 農作業安全について広く農業者等に啓発する取組であるか。 ・ 他の地域等において参考になる取組であるか。
先進性	農作業安全推進のための創意工夫があること。	・ 効果を高めるための新しい発想や創意工夫が取り入れられているかどうか。